

## 文京区観光PR動画企画制作業務委託プロポーザル

## 質問回答一覧

No.	質問	回答
1	自治体・官公庁の公共入札へ参加するための入札参加資格についてですが、当案件では特段取得が必要ないという認識で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	提出物の「ウ業務委託実績内容（様式指定なし）」というのは具体的にどのような情報を提出すればよろしいでしょうか。 実績の「期間」「動画データ」「受注金額」「契約書など証明できる書類」など、ご所望の項目を開示いただくことは可能でしょうか。	必須の項目として、年度、発注者、件名、内容、金額のご提示をお願いします。 その他、任意で構いませんが、現在も一般に公開されている動画等がございましたら、URLやイメージ画像など、可能な範囲でご提示をお願いします。
3	(2の続き) 弊社の様式で取りまとめいたしますがよろしいでしょうか。	指定様式はございません。
4	(2の続き) また、実際の発注書等の提示は不要という認識で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	(2の続き) 実績についてですが、金額のご指定（〇〇万円以上の案件に限る、など）についてご指定の有無をご教示いただけると幸いです。	金額と記載件数の指定はございませんが、直近5年度以内（令和2年度～令和6年度）の契約で履行が完了としたもののみを対象とします。
6	次年度以降も長期使用を予定していますが、ナイトライフの店舗が閉店や改装した場合、修正費用はどのようになりますか？	長期間の使用を予定しているため、基本的に制作後の修正は想定していませんが、制作後に修正が必要となった場合には、都度協議することとします。ただし、受託者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではありません。 なお、制作した動画は文京ナイトライフ観光情報サイトに掲載予定ですが、同サイトで紹介されている施設等を動画構成に含めることは必須ではありません。動画の長期使用という点を踏まえ、施設選定や動画構成についてご検討をお願いします。
7	外国人を含む観光客向けとのことだが、予算内に収まる場合は、モデルや通訳士など人物を登場させるもの選択肢としてありますか？	予算内に収まる範囲であれば、モデル等の起用についてご提案いただいで差支えありません。
8	例えば日本人観光客向け動画と訪日外国人観光客向け動画とそれぞれ動画を分けて作成してもよいのでしょうか？例）ロング2本、ショート2本（それぞれ日本語版と英語版）	予算内に収まる範囲であれば、動画の種類や本数についてご自由にご提案いただいで差支えありません。

9	<p>委託期間は「令和7年4月1日～令和8年3月31日」ですが、文京桜まつり（令和7年3月22日～4月6日）の撮影開始が間に合うか懸念しています。3月上旬に審査結果が出た場合、採択後すぐに撮影準備を進める形になりますか？ ※文京梅まつり（令和8年2月8日～3月8日）については、令和8年3月31日までに納品可能です。</p>	<p>ご認識のとおりです。委託候補者としての選定後、速やかに協議の場を設けさせていただきます。</p>
10	<p>ドローン撮影が難しい施設の場合、ヘリ撮影も選択肢としてありますか？（ご予算次第かとは存じますが）</p>	<p>予算内に収まる範囲であれば、ヘリ撮影についてご提案いただいても差支えありません。なお、どのような撮影方法であっても、関連法令等の確認及び遵守をお願いします。また、撮影にあたり必要な経費は全て事業費に含めるものとします。</p>
11	<p>文京花の五大まつりと文京ナイトライフ観光について、理想的な昼と夜の取り上げ比率などあれば教えてください。また、ナイトライフの紹介時にアルコールに酔った方が登場しても問題ないでしょうか？ 掲載を避けるべき具体的な内容（例：酔った方、全身タトゥーなど）があればご教示ください。</p>	<p>動画の構成については、特に指定はございません。（文京ナイトライフ観光に関する考え方については、6のとおりです。）文京花の五大まつりや撮影施設の魅力が伝わる時期や時間帯での撮影をご検討の上、動画を制作してください。また、文京区の地域柄を踏まえ、文京区のイメージを損なう恐れのある内容は避けるようにしてください。なお、人物等が写る場合は、受託者において許可の取得をお願いします。</p>
12	<p>27日のプレゼンテーション及び質疑応答の参加人数に制限はあるか</p>	<p>会場の都合上、多くても5名まででお願いします。</p>
13	<p>プロモーション方法などは、概要が分かる書類のみで金額などは不要か また、今回のプロポーザルの限度額には含まないものと考えてよいか</p>	<p>企画提案書においてプロモーション方法の提案を求めた意図としては、制作する動画を効果的にPRする方法や手段等を、動画制作と同時並行で検討するためです。 本契約（令和7年度）の見積書には、効果的なプロモーションに係る助言及び提案にかかる費用のみ計上をお願いします。企画提案書には、現時点で具体的なプロモーション方法がある場合のみ概要等についてご提示をお願いします。なお、実施にかかる費用（令和8年度以降）も参考として、可能な範囲でご提示をお願いします。 ご提案いただいたプロモーション方法のうち、効果的かつ実現可能性が高いと判断したものについては、令和8年度以降の実施を検討します。</p>

14	本 PR 動画で紹介する施設は文京区内の施設や場所に限定されるか 例えば、「谷根千」などの近隣区に跨る場所などを紹介することは可能か	文京区の魅力を発信する動画のため、紹介場所は原則区内に限定するものとします。ただし、「谷根千」のような近隣区に跨る場所を、魅力あるエリアとして一体的に紹介することは可能とします。
15	動画の活用期間が長期とあるが、どのくらいの期間を想定しているか	5年以上の使用を想定しています。
16	制作物の著作権は本協会に帰属とあるが、下請法に定められているように著作権は受託者に発生するものと考えます。著作権は受託者から委託者へ譲渡することを前提とした場合、譲渡に対する対価を含めた金額が本プロポーザル限度額に含まれていると考えてよいか	著作権の帰属にかかる費用も予算限度額に含まれます。 なお、本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て協会に帰属するものとします。また、本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は発注者及び発注者が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこととします。さらに、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとします。